

奈良県立大学附属図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立大学組織規程第11条の2第2項の規定により、本学の附属図書館（以下「図書館」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員（非常勤教職員、特任教員、特任事務職員、客員教員及び学術研究員を含む。以下「教職員等」という。）
- (2) 名誉教授
- (3) 本学の学生（科目等履修生、特別科目等履修学生及び外国人留学生を含む。以下「学生等」という。）
- (4) その他附属図書館長である学術情報部長（以下「館長」という。）が適当と認める者

(閲覧)

第3条 図書館の図書その他の資料（以下「図書等」という。）は、自由に閲覧することができる。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。

- 2 本学の春期・夏期・冬期休業期間中における開館時間は、前項の規定にかかわらず、午前9時から午後5時までとする。
- 3 館長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 開学記念日
 - (4) 12月28日から翌年1月4日まで
- 2 館長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館することができる。

(図書等の区分)

第6条 図書等は、次のとおり区分する。

- (1) 一般図書
- (2) 指定図書
- (3) 貴重図書
- (4) 参考図書（百科事典、辞書、統計及び地図類）
- (5) 一般資料（雑誌類）
- (6) 特殊資料（視聴覚資料）

(図書等の貸出)

第7条 図書等（次に掲げるものを除く。）は、所定の手続きを経て、貸し出すことができる。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) その他館長が指定する図書等

(貸出期間及び貸出冊数)

第8条 図書等の貸出期間及び貸出冊数は、次のとおりとする。

- (1) 教職員等 2ヶ月以内、40冊以内
- (2) 学生等（(3)を除く） 2週間以内、10冊以内
- (3) 学生等（本学4年次生） 1ヶ月以内、10冊以内

2 館長は、本学の休業期間にかかる貸出期間を定める場合その他必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、貸出期間及び貸出冊数を別に定めることができる。

(貸出を受けた者の遵守事項)

第9条 図書等の貸出を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 返却期日を厳守すること
- (2) 図書等を他人に転貸しないこと
- (3) 図書等を紛失し、又はき損しないこと

2 館長は、返却期日を過ぎても図書等を返却しない利用者に対し、一定期間、貸出を停止することができる。

(図書等の返却)

第10条 図書等の貸出を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに当該図書等を返却しなければならない。

- (1) 教職員等にあつては、転退職等により教職員等でなくなった場合

(2) 学生等にあつては、転退学、休学若しくは卒業し又は除籍、停学、退学となった場合

(図書等の複写)

第11条 学習、調査、研究等を目的として、かつ、著作権法（昭和45年法律第48号）に違反しない場合に限り、所定の手続を経て、図書等の複写を行うことができる。

(遵守事項)

第12条 利用者は、諸規程を遵守し、利用秩序を守らなければならない。

2 館長は、前項の規定に反した者に対し、図書館の利用を停止する等の措置を講じることができる。

(損害賠償)

第13条 図書等を紛失し、又はき損した者は、当該図書等と同一の図書等又はそれに相当する金額を弁償しなければならない。

(図書等の寄贈)

第14条 館長は、図書館に図書等の寄贈の申し出があつたときは、これを受けることができる。

(図書等の相互貸借)

第15条 館長は、必要があると認めるときは、他の大学、大学共同利用機関、公共図書館等と連携を図り、図書等の相互貸借を行うことができる。

(その他)

第16条 県民等への図書等の公開について必要な事項は、別に定める。

2 この規程に定めるものの他、図書館に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月18日から施行する。